

株式会社沖創建設等に対する買取決定について

2011年7月15日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年4月28日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社沖創建設及び株式会社建創（以下、総称して「対象事業者ら」という。）

2. 買取りに係る債権の元本額等

対象事業者ら

対象債権の総額 約6,420百万円（A）

うち買取りに係る債権の額 約466百万円（B）

（内訳：元本額約465百万円、利息額約1百万円）

うち対象事業者らの事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて
同意された債権の額 約5,954百万円（A-B）

※ 「対象債権の総額」は、担保処分等による弁済前の金額です。また、対象事業者らに対する債権の合計額です。

※ 上記各金額は、債権買取り実行時までに変更となる可能性があります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するにあたっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額

約3,954百万円（見込額）

※ 担保処分が見込額通りに実施されることを前提とした金額です。

5. 一般の商取引債権の取扱い

本買取決定は、本件について、関係金融機関等との合意が全て整ったことを意味するものです。

関係金融機関等が対象事業者らに対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上